

2020年6月29日

勝

各 位

会 社 名 ミヤコ株式会社

代表者名代表取締役社長 東田

(JASDAQ コード番号 3424)

問合せ先

役職・氏名 管理部長

松田 博幸

電話 06-6352-6931

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2020 年 5 月 11 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更等に関するお知らせ」(以下「2020 年 5 月 11 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2020年6月29日から2020年7月27日までの間、整理銘柄に指定された後、2020年7月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 株式併合の件

2020 年 5 月 11 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社の株式について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

当社株式について、109,617株を1株に併合いたします。

- ③減少する発行済株式総数
 - 2,740,403 株
- ④効力発生前における発行済株式総数
 - 2,740,428 株
 - (注) 当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、2020年7月30日付で本株式併合の 効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部を消却することを決議し ておりますので、当社が2019年12月31日時点において保有する自己株式1,847,408株

については、効力発生前における発行済株式総数から除外しております。

⑤効力発生後における発行済株式総数 25 株

⑥効力発生日における発行可能株式総数 100 株

⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社ツカダ興産(以下「ツカダ興産」といいます。)及び東田勝氏 以外の株主の皆様の保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関連法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をツカダ興産に売却すること、又は会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2020 年 7 月 29 日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数に、ツカダ興産が 2020 年 2 月 5 日から 2020 年 3 月 23 日までの 31 営業日を公開買付けの買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付けに係る当社株式1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,325 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 定款一部変更の件

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である 2020 年 7 月 30 日に当社株式の発行可能株式総数は 100 株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更するものです。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 25 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを

行うものです。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者はツカダ興産 及び東田勝氏のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなります。 そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 14 条 (定時株主総会の基準日) を 削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

当該定款の一部変更の内容等は、2020年5月11日付当社プレスリリースをご参照ください。 なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力 発生日である2020年7月30日に効力が発生するものとします。

3. 株式併合の日程

1	本定時株主総会開催日	2020年6月29日 (月)
2	整理銘柄指定	2020年6月29日(月)(予定)
3	当社株式の売買最終日	2020年7月27日(月)(予定)
4	当社株式の上場廃止日	2020年7月28日(火)(予定)
5	株式併合の効力発生日	2020年7月30日(木)(予定)

以上